

## 熊本市ワクチン接種証明書 申請システム 利用規約

サービスをご利用になる前に、必ず十分にお読みください。

本利用規約は、熊本市ワクチン接種証明書 申請システム(以下、本システム)の利用に適用されます。本システムを利用された方は、規約に同意したものとみなします。また何らかの理由により、規約に同意いただけない場合は、システムのご利用をお断りいたします。

### 第1条 (目的)

1. この規約は、本システムを利用して、熊本市におけるワクチン接種証明書を申請・発行するために、システムの利用者が同意していただくことが必要な事項について定めるものです。

### 第2条 (定義)

1. 本利用規約で使用する用語の定義は、次の各号のとおりとします。

一 「利用者」とは、本システムを利用して本システムが提供する各種機能の利用を行う者をいいます。

二 「本市」とは、本システムにて、利用者が接種証明書の発行を求める熊本市のことをいいます。

三 「接種証明書」とは、新型コロナウイルスワクチンに関する予防接種法施行規則(昭和 23 年厚生省令第 36 号)附則第 18 条の 2 に規定する予防接種証明書のうち、国内用のものをいいます。接種証明書は、氏名、生年月日等の人定情報、接種したワクチンの種類、接種日等の接種記録、証明書発行者、証明書識別番号、発行年月日及び二次元コードの情報を含みます。

四 「二次元コード」とは、接種証明書に記載される、縦・横方向の二次元で情報を持つコードをいいます。二次元コードにどのような情報が含まれるかについては、デジタル庁のウェブサイト等で周知されます。

五 「VRS」とは、デジタル庁が構築・運用するワクチン接種記録システムをいいます。VRS では、市町村(特別区を含む。以下、同じ。)等が実施した新型コロナウイルス感染症予防接種の接種記録情報及び被接種者情報を市町村ごとに管理します。

六 「接種証明書の発行」とは、本システムが提供する機能を利用して、利用者が自身の接種記録を管理する本市に接種証明書の紙記録または電磁的記録の交付請求を行い、交付を受けることをいいます。

七 「接種証明書のダウンロード」とは、発行された接種証明書を本システムの専用サイトから取得し、利用者の情報機器でその内容を閲覧できるようにすることをいいます。

### 第3条 (利用者の責任)

1. 利用者は、自己の責任と判断に基づき本システムを利用し、本システムの利用に伴って取得できる接種証明書を適切に管理するものとし、本市に対しいかなる責任も負担させないものとします。

2. 利用者は、本システムに関する法令(法令の規定により定める事項を含みます。以下同じ。)及び本システムのプライバシーポリシーに掲載する事項に従って、本システムを利用するものとします。

3. 利用者は本人の操作によって接種証明書の申請・ダウンロードを行うことを原則とします。

4. 利用者は本システムからダウンロードした接種証明書の利用にあたり、修正、削除など一切の加工・改ざんを行わ

ないものとしします。

#### 第4条（接種証明書の申請にあたって同意する事項）

1. 利用者は接種証明書申請に必要な氏名、生年月日、接種券番号などの情報を、本システムを通じて本市に送信し、提供します。
2. 利用者は申請者の本人情報と、申請した接種記録の確認を、本市が行うことに同意します。
3. 本市は、必要に応じVRSを利用して、利用者が送信した情報を用いて、本市が管理する接種記録を照会します。照会した結果、適切な接種記録が存在する場合、本市はその接種記録並びに送信された氏名、生年月日に基づいて、接種証明書を郵送または本システムを通じて電子的に交付します。電子的に交付された場合、接種証明書は、利用者がダウンロードします。
4. 本市は、VRSにより、交付される接種証明書の内容に基づき、その内容の真正性を担保するための電子署名を行い、それを含んだ二次元コードを接種証明書に付与します。
5. 利用者が不正確又は不完全な情報を提供した結果として、利用者が被ったいかなる損失又は損害についても、本市は故意又は重過失がない限り責任を負いません。

#### 第5条（接種証明書の表示にあたって同意する事項）

1. 接種証明書及びそれに記載される二次元コードは、個人情報を含みます。本市は、利用者による接種証明書及び二次元コードの利用又は誤用について、本市の故意重過失がない限り、責任を負いません。
2. 利用者が不正確又は不完全な情報を表示・提示した結果として、利用者が被ったいかなる損失又は損害についても、本市は故意又は重過失がない限り、責任を負いません。
3. 利用者は、ダウンロードされた接種証明書を削除することで、利用者の情報端末から該当の接種証明書のデータを削除することができます。削除した接種証明書を再度表示することはできません。再度ダウンロードする必要がある場合は、改めて接種証明書の申請を行います。

#### 第6条（代理申請の手続）

1. 本システムにおいて、代理申請の手続きは認めません。

#### 第7条（本システムに関する知的財産権）

1. 本市が本システムにおいて、利用者提供に提供する一切のプログラム又はその他の著作物（本利用規約等を含みます。以下同じ。）に関する著作権及び著作者人格権並びにそれに含まれるノウハウ等の知的財産権は、本市に帰属します。
2. 本システムを通じて利用できる全ての商号、商標、標章、サービスマーク、ロゴ、シンボル、キャラクター及び著作物は、それぞれの権利者の財産であり、本システム又は本利用規約に含まれるいかなる内容も、権利者の書面による事前の明示的な同意なしに、商号、商標、標章、サービスマーク、ロゴ、シンボル、キャラクター及び著作物を利用する権利を付与するものと解釈されることはありません。
3. 利用者は、本システムの利用に際し、本市が利用者提供に提供する一切のプログラム又はその他の著作物を次の各号のとおり取り扱うものとしします。
  - 一 本利用規約に従って本システムを利用するためにのみ使用すること。

二 複製、改変、編集、頒布等を行わず、また、本システムの任意の部分をリバースエンジニアリング、逆コンパイル、又は逆アSEMBルしないこと。

三 営利目的の有無にかかわらず、第三者に貸与・譲渡し、又は担保の設定をしないこと。

四 本市が指定する者が表示した著作権表示又は商標表示を削除又は変更しないこと。

#### 第7条（利用可能時間及び利用の停止等）

1. 本システムの利用可能時間は、原則として 24 時間 365 日とします。

2. 本市は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、利用者に対し、事前に熊本市ホームページ等に掲載して、本システムの利用の停止、休止又は中断をすることができるものとします。ただし、緊急を要する場合は、掲載することなく本システムの利用の停止、休止又は中断をすることができるものとします。

一 機器等のメンテナンスが予定される場合

二 天災、事変、感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 6 条第 1 項に定める感染症に限る）のまん延その他の非常事態が発生した場合

三 本システム又は VRS の重大な障害が発生した場合

四 その他、本市において、本システムの利用の停止、休止又は中断が必要と判断した場合

3. 本市は、本システム又は VRS の利用が著しく集中した場合には、本システムの利用を制限することができるものとします。

#### 第8条 禁止事項

1. 利用者は、本システムの利用に当たり、次の各号に掲げる行為を行ってはなりません。

一 詐欺その他の違法な目的で本システムを利用すること。

二 本システムに対し、不正にアクセスすること。

三 本システム又は本システムを利用可能にするために使用されるサーバー若しくはネットワークの運用を阻害し、妨害すること。（これには、その手段として本システムの任意の部分をハッキング又は改ざんすることも含まれます。）

四 本システムの管理及び運営を故意に妨害すること。

五 法令若しくは公序良俗に違反する行為又はそのおそれのある行為をすること。

六 その他、本システムの運用に支障を及ぼす行為又はそのおそれのある行為をすること。

2. 本市は、利用者が前項各号のいずれかに該当する行為を行った場合又は行うおそれがあると認められた場合は、事前に通知することなく、本システムの利用を停止させることができるものとします。

3. 本市は、利用者が本利用規約に違反した、本利用規約に矛盾して行動したと合理的に判断した場合又は、本システムのセキュリティ若しくは完全性を維持するために必要であると合理的に判断した場合に、いつでも本利用規約を解除することができます。かかる解除が有効になると、本システムを利用する利用者の権利は直ちに停止しなければなりません。明示的又は黙示的に、本利用規約の解除時若しくは解除後も効力を発する、又は効力を継続することを意図した本利用規約の条項は、引き続き完全に効力を持ち続けるものとします。

#### 第9条（利用者の設備等）

1. 利用者は、本システムを利用するために必要なすべての機器（ハードウェア、ソフトウェア及び通信手段に係るすべてのものを含みます。）を自己の負担において準備するものとします。その際、必要な手続や費用は、利用者が自

己の責任で行うものとします。

2. 本システムを利用するために必要な接種券番号を確認するための費用その他本システムの利用に係る一切の費用は、利用者の負担とします。

#### 第10条（免責事項）

1. 本市は、本システムの利用及び利用できないことにより利用者又は他の第三者が被った損害について一切の責任を負わないものとします。ただし、本市が自らの故意又は重大な過失によりかかる損害の全部又は一部を生じさせたものである場合は、かかる損害の当該全部又は一部については、この限りではありません。

2. 本市は、本システムの利用の停止、休止、中断若しくは制限又は通信回線の障害等により発生した利用者又は他の第三者が被った損害について故意又は重過失がない限り一切の責任を負わないものとします。

3. 本市は、本システムの利用に際しマルウェア感染等で生じた被害について、本市の故意又は重過失がない限り責任を負わないものとします。

4. 本市は、コンピュータ若しくは電気通信の誤動作、又は、その他の不可抗力事象の結果等理由を問わず、いつでも本システムの提供を中止することができます。

#### 第11条（利用規約の改正）

1. 本市は、本利用規約について、必要に応じて全部または一部を変更する場合があります。この際、変更が利用者の一般の利益に適合し、又は、変更が、本規約の目的に反せず、変更の必要性及び変更後の内容の相当性が認められる場合には、あらかじめ、変更後の本利用規約及び効力発生日について、熊本市ホームページで周知し、効力発生日を経過することで本利用規約を変更するとします。

2. 本利用規約の変更が前項の要件を満たさない場合には、変更後の本利用規約の適用について、変更箇所を示した上で、再度、利用者の個別の同意を得ることとします。

#### 第12条（準拠法及び合意管轄裁判所）

1. 本利用規約には、日本法が適用されるものとします。

2. 本システムの利用に関連して本市と利用者間に生ずるすべての訴訟については、本市の所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所と定めます。

#### 第13条（その他）

1. 本利用規約は、本システムを利用している限り、有効です。利用者は、本システムの利用を中止することにより、事前の通知なしにいつでも本利用規約を解除することができます。

2. 本利用規約のいずれかの条項が違法、無効又は、何らかの理由で執行不能であることが判明した場合、その条項は本利用規約から分離可能であると見なされ、残りの条項の有効性及び執行可能性に影響を与えません。

#### 附則

この規約は、令和3年12月20日から施行します。